

## 令和4年度 長崎県福祉のまちづくり表彰募集要領

### 1. 目的

長崎県ではノーマライゼーションの理念を踏まえ、長崎県福祉のまちづくり条例(以下、「条例」という。)を制定しています。高齢者、障害者等の方をはじめ、すべての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加できる福祉のまちづくりを県民全体で目指しています。

このような取り組みを一層進めるため、条例の趣旨に沿った福祉のまちづくりに寄与する取り組みや活動を行っている個人、団体又は企業等を表彰します。

### 2. 主催 長崎県、長崎県福祉のまちづくり推進協議会

### 3. 対象

#### ○施設等部門( \* 3年以上経過したもの)

高齢者や障害者等( 1 )が安全かつ快適に利用できるよう配慮された施設等の整備又は導入

公共的施設( 2 )

[ 医療施設、娯楽施設、購買施設、宿泊施設、社会福祉施設、文化施設、道路、公園等 ]

公共車両等( 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車又は船舶等 )で配慮された規格を備えたもの

1 「高齢者や障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦又は幼児等で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。

2 「公共的施設」とは条例第2条第2項に規定する「特定生活関連施設」をいう。

#### ○活動部門( \* 3年以上、活動実績があること)

長崎県内において、高齢者や障害者等すべての人の自立と社会参加を支援するための福祉のまちづくりに寄与する一連の活動や取り組み

#### ○製品部門( \* 商品化されて3年以上、経過していること)

長崎県内において、高齢者や障害者等すべての人の自立支援や介護等の負担軽減を図る等の福祉のまちづくりに寄与する福祉製品。但し、他者の知的所有権を侵害しないものに限る。

### 4. 表彰

長崎県福祉のまちづくり賞( 上記3部門でそれぞれ1件以上 )

施設等部門は設置者及び設計者を、活動部門及び製品部門は個人、団体又は企業等を表彰します。

### 5. 応募資格

長崎県内に在住するか、事業所( 拠点 )を有する個人、団体又は企業等( 複数部門応募可 )。但し、本事業の実施主体である長崎県は除きます。

## 6 . 応募方法

所定の応募用紙に必要な事項を記載し、写真、図面などを添付の上、郵送または持参にてご提出ください（製品部門については、応募作品の実物の提出を求める場合があります）。自薦、他薦は問いません。

なお、応募書類および現地確認の際に収集した写真等は返却しませんが、展示・ホームページ等に使用するほか、県民からの要望に応じ、公開することがあります。

応募用紙は、県のホームページからダウンロードできます。また、県福祉保健課の窓口でも配布いたします。

（HP）『トップページ』 - 『組織で探す』 - 『福祉保健部福祉保健課』 - 『福祉のまちづくり』 - 『「令和4年度長崎県福祉のまちづくり表彰」推薦募集』

（配布窓口）長崎県庁1階 福祉保健部福祉保健課

7 . 募集期間 令和4年7月29日（金）～令和4年10月12日（水） 消印有効

8 . 応募書類に基づいて選考を行います。

9 . 表彰時期 令和5年2月 予定

10 . 展示 表彰式後に県庁1階ロビーで展示

11 . 応募・問い合わせ先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県福祉保健部福祉保健課地域福祉班

TEL:095-895-2416 FAX:095-895-2570

E-mail: fukuho-chiiki@pref.nagasaki.lg.jp

### 【参考：長崎県福祉のまちづくり条例前文】

すべての人が個人として尊重され、安心して暮らし、社会参加のできる地域社会の実現は、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の行動を妨げているさまざまな障壁を取り除き、すべての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、県民一人ひとりが自らの責任と社会の一員としての自覚の下に、福祉のまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、共に力を合わせて福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。